別記第１号様式（第４関係）

研修機関認定申請書

　　年　　月　　日

和歌山県知事　○○　○○　様

所　在　地

組織・団体名

代 表 者 名

和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）研修機関認定要領第４の規定に基づき、下記の通り研修機関の設置・運営を(変更)申請します。

記

１．研修機関運営者（申請者と同一の場合は省略可）

　　　　　所　在　地

　　　　　組織・団体名

　　　　　代 表 者 名

２．設置（予定）日：　　　年　　月　　日

３．添付資料：市町村・協議会等

研修機関名(変更)研修計画書（別記第２－１号様式）

　　　　　　　　組織の規約及び役員名簿またはこれに準ずる書類

　　　　　　　先進農家・先進農業法人

研修機関名(変更)研修計画書（別記第２－２号様式）

直近３カ年の収支決算書（写し）

借入金調書（別添１）

別記第２－１号様式（第５関係）

　　年　　月　　日

（研修機関名）研修計画（変更研修計画）書

１．事業の目的

２．事業内容

（１）設置場所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地目 | 面積 | 設置場所（地番） |
|  | a |  |

（２）面積内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 水田 | 畑 | 樹園地 | その他（施設用地等） |
| a | aうち施設面積パイプハウス　aガラスハウス　a | a | a |

（３）研修受入人数

|  |
| --- |
| 　　　　　人 |

３．研修計画（変更）内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月 | 研修時間 | 研修内容 |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
|  | 年 |  | 月 |  | 時間 |  |
| 研修時間合計 |  | 時間 |  |

※研修計画を変更する場合、変更箇所にアンダーラインを付すこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　容 |
| 生産技術 |  |
| 農業機械・機器・施設の操作 |  |
| マーケティング・経営管理 |  |

４．習得する技術・知識

５．研修講師および支援体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 所　属 | 氏　名 |
| 生産技術 |  |  |
| 農業機械・機器・施設の操作 |  |  |
| マーケティング・経営管理 |  |  |
| 研修マネージャー（総括） |  |  |
| 研修マネージャー（研修支援） |  |  |

別記第２－２号様式（第５関係）

　　年　　月　　日

（研修機関名）研修計画（変更研修計画）書

１．経営体の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 経営の形態 | 個人経営　　　　　　法人経営　 |
| 経営体の経営開始年 | 　　　　　　　　　　　年　　　月　 |
| 法人設立年（法人のみ） | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |
| 労働力 | 家族（本人含む。）　　人、　従業員（常勤）　　人、臨時雇用年間延べ日数　　日 |
| 経営品目及び作付面積 | 品目名（作付面積　ａ）　　 |
| 農地面積 | 自己所有地　　　　　　　　　　　ａ | 借入地ａ |
| 主要農業施設・規模（ハウスなど） |  |
| 主要農業機械 |  |
| 現在受け入れている研修生（おおむね1年以上の研修に限る。）の受入人数 | 　　　　　　人  |
| 過去の研修生（おおむね1年以上の研修に限る。）の受入人数 | 人  |
|  | 過去の研修生のうち就農した者 | 　　　　　　人  |
| 研修責任者 | 氏名 |  | 年齢 | 歳　 |
| 農業経営年数 | 　　年 | 資格 |  |
| 農業士・認定農業者認定状況等（○で囲む。） | 指導農業士、地域農業士、青年農業士、認定農業者その他（例：JA○○部会長　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

２．研修実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 研修品目 |  |
| 生産技術 |  |
| 農業機械・機器・施設の操作 |  |
| マーケティング・経営管理 |  |
| 年　間　研　修　実　施　内　容 |
|  | 研修時間（時間） | 内　　　　容 |
| １月 |  |  |
| ２月 |  |  |
| ３月 |  |  |
| ４月 |  |  |
| ５月 |  |  |
| ６月 |  |  |
| ７月 |  |  |
| ８月 |  |  |
| ９月 |  |  |
| １０月 |  |  |
| １１月 |  |  |
| １２月 |  |  |
| 年間研修時間 | 時間 |  |

３．研修実施に関する確認シート

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　項　目 | 確　認　欄 |
| 研修期間がおおむね１年以上かつおおむね年間１，２００時間以上であり、研修生に対して、研修期間を通して就農に必要な知識及び技術の習得をさせることが可能であること。 | □左記要件で研修を行うことができる□左記条件で研修を行うことができない |
| 県内で農業を営んでおり、技術力、経営力ともに、市町村の基本構想の目標水準をおおむね上回っていること。 | □該当する□該当しない |
| 研修生に対して十分な指導を行うことができる、５年以上の農業経験を有する研修責任者（経営者本人を含む）を設置すること。 | □設置することができる□設置することができない |
| 研修生に対して安全で効果的な指導を行うことができる農業機械、施設等が整備されていること。 | □整備されている□整備されていない |
| 研修を実施するほ場の使用権を研修機関等（経営主またはその家族）が有していること。 | □使用権を有している□使用権を有していない |
| 研修生を労働者として扱わないこと。 | □遵守する□遵守しない |
| 一定の休憩時間及び休日（毎週１日以上）を確保すること | □遵守する□遵守しない |
| 研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。 | □遵守する□遵守しない |
| 研修生との間に農業研修に関する確認書を締結すること。 | □締結する□締結しない |
| 就農に向けた研修を確実に実施できること。 | □実施できる□実施しない |
| 研修終了後の就農支援、特に農地の取得に向けた支援を実施できること。 | □支援できる□支援しない |
| 研修生が、就農後も継続して営農ができるよう支援ができること。 | □支援できる□支援しない |
| 新規就農者育成総合対策事業の実施について県及び国の機関に協力できること。 | □協力する□協力しない |
| 研修受入機関認定申請書に記載された内容を含め、研修にかかる情報は、関係機関において共有されることについて同意すること。 | □同意する□同意しない |

添付書類

１．直近３カ年の収支決算書（写し）、借入金調書（別添１）

２．耕作地の市町村農業委員会が発行する耕作証明書（和歌山県農業士以外の者に限る。）

別添１

研修機関認定に係る借入金調書

研修機関名：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 借入先 | 名　称 | 借入金額（千円） | 返済開始年月日 | 返済終了予定日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

直近の年間返済額

|  |  |
| --- | --- |
| 借入先・名称 | 返済額　（千円） |
| 　１年目（今年） | ２年目 | ３年目 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※本調書の目的は、研修生が希望した期間、計画通り適切に研修が行えるかという観点で提出いただくもので、研修機関としての認定期間、継続した農業経営が可能か判断するものです。

本調書への記載情報は認定審査のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

別記第３号様式

番　　　　　号

年　　月　　日

住　　　所

申請者名　　様

和歌山県知事

和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）研修機関の認定について

　　　年　　月　　日付けで提出のあった研修機関認定申請書について、和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）研修機関認定要領第６の規定により研修機関等として認定します。

記

認定期間　　　　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日

　ただし、認定期間内において和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）実施要綱第５の規定により承認された貴研修機関における研修計画の有効期間中は、上記認定期間終了後も研修機関として認定されているものとみなします。

※「記」以下は先進農家・先進農業法人の場合に記載